# 平成２９年度福祉文教常任委員会管外行政視察報告書

１ 視察日時　　平成２９年１０月３０日（月）～平成２９年１１月１日（水）
【１日目】東京都日野市
１０月３０日(月）午後１時３０分～午後３時まで
【２日目】東京都三鷹市
１０月３１日(火）午前１０時～午前１１時３０分まで
【３日目】愛知県名古屋市
１１月　１日(水）午前１０時～午前１１時３０分まで

２ 視 察 先　　東京都日野市・東京都三鷹市・ 愛知県名古屋市

３ 視察事項
（１）発達・教育支援センター『エール』の取組について【東京都日野市】
（２）コミュニティスクールを基盤とした小・中一貫教育について【東京都三鷹市】
（３）部活動外部指導者派遣事業・部活動顧問派遣事業について【愛知県名古屋市】

４ 視察目的
日野市
エールは、発達面や行動面、学校生活面において支援を必要とする子どもや、子どもの育ちについて不安のある保護者等に対し、継続した支援と専門的で総合的な相談や支援を行うための施設として開設し、施設内には発達や教育に関する相談体制を一本化できるよう課を配置し、保健師やスクールソーシャルワーカーなどによる総合支援を行うなど先進的な取組を行っていることから、その取組内容について調査・研究することを目的とする。
三鷹市
三鷹市では、義務教育９年間の教育を①現行の法制度の下で、②既存の小中学校を存続した形で、③コミュニティスクールを基盤として、④小中一貫教育に基づき、特色ある教育を行っていることから、三鷹市のコミュニティスクールを基盤とした小中一貫教育の内容・課題及び有効性について調査・研究することを目的とする。
名古屋市
名古屋市では、教職員の負担軽減、部活動の一層の充実、専門的技術指導といった観点から「外部指導者派遣事業」を昭和６１年から、「顧問派遣事業」を平成１６年から導入し実践していることから、その先進的な取組について調査・研究することを目的とする。

５ 参 加 者　　《福祉文教常任委員会》（６名）
委員長　野　本　利　明

副委員長　木　南　裕　樹
委　員　原　田　研　一
委　員　三　木　浩　一
委　員　角　田　　勝
委　員　畑　山　剛　一

《随行》議会事務局主幹　河　原　直　也

6　視察先出席者

【日野市】　日野市議会事務局　関次長
日野市議会事務局庶務調査係　奥住主任
日野市教育委員会教育部教育支援課　横井課長
日野市エール（日野市発達・教育支援センター）　志村センター長

【三鷹市】　三鷹市　清原市長
三鷹市議会　宍戸議長
三鷹市議会事務局　岡本局長
三鷹市議会事務局庶務係　白井主事
三鷹市教育委員会事務局教育部指導課　木下教育施策担当課長

【名古屋市】　名古屋市議会事務局　古橋氏
名古屋市教育委員会生涯学習部スポーツ振興課　吉見課長
名古屋市教育委員会生涯学習部スポーツ振興課少年スポーツ係　野村係長
名古屋市教育委員会生涯学習部スポーツ振興課　鵜飼指導主事

7　行政視察内容

**【東京都日野市】**

（１）日野市エールセンター長、教育委員会教育支援課課長から調査事項の説明概要
「エール（発達・教育支援センター）の取組について」
《エール（日野市発達・教育支援センター）志村理恵センター長、　教育委員会教育部教育支援課　横井和夫課長》

① 設置目的
０歳～１８歳までの日野市在住者で、発達面、行動面、学校生活面において支援を必要とする子ども、子どもの育ちについて不安のある保護者、関係機関に対し、福祉分野と教育分野（教育委員会・小学校・中学校）が一体となって、継続した支援、専門的で総合的な相談や支援を実施する為に設置。
　個性に応じた子どもの健やかな成長を共に支え合い、継続した育ちのサポートに資することを目的としている。

② 組織・人員体制
福祉と教育が一体となって一人の子どもの総合的な支援を行う施設の為、

・センターには健康福祉部発達支援課、教育委員会教育部教育支援課を設置。
・両課の調整を行うセンター長を配置（併任辞令）
・相談を担当する保健師、臨床心理士は良家の併任辞令により、総合的な支援が行える仕組みを構築。

《非常勤職員（嘱託・臨時)》平成２９年４月１日現在

医師・・・児童精神（未就学）１人、児童精神（就学以降）１人、
児童精神（スーパーバイザー）１人

相談・指導員・・・心理士　１５人、言語聴覚士　３人、作業療法士　４人、
児童指導員　２５人
特別支援教育総合コーディネーター　１人、就学指導員　３人
スクールソーシャルワーカー　４人、大学教授等（スーパーバイザー）２人

③ センターの主な特徴と実施事業

| 内容 | 実施事業【担当】 |
|---|---|
| 発達や教育に関わる相談の実施 | ○一般相談【保健師】<br>○心理相談【臨床心理士】<br>幼児相談（就学前）<br>教育相談（就学以降）<br>○医療相談【専門医】<br>○就学相談、入級・転学相談<br>【就学相談員等】 |
| 専門職等による適切な支援の実施 | ○通園事業（児童発達支援事業）<br>○個別専門指導【言語聴覚士・作業療法士】<br>○集団専門指導<br>・幼児スキルトレーニング【臨床心理士】<br>○集団トレーニング<br>・中高生へのライフスキルトレーニング【臨床心理士】<br>・ペアレントトレーニング【臨床心理士】<br>○プレイセラピー、保護者カウンセリング |
| 地域の施設への支援 | ○巡回相談事業<br>（保育園・幼稚園・学童クラブ・小中学校） |
| 家族等へのサポートの充実 | ○一時預かり事業<br>○保護者交流事業 |
| 切れ目のない一貫した支援の実施 | ○かしのきシート（０歳から１８歳までの個別の支援計画）の作成・活用 |
| 地域交流の場 | ○一般貸出し（地域コミュニティ室、会議室） |

| | |
|---|---|
| | ○近隣施設等との地域交流事業 |
| 就労など自立を見据えた支援を実施 | ○日野市障害者生活・就労支援センター「くらしごと」との連携 |

**【東京都三鷹市】**

（１）教育委員会教育部指導課からの調査事項の説明概要

「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育について」

《教育委員会教育部指導課　木下英典教育施策担当課長》

① 三鷹市の小・中一貫教育とは

三鷹市が取り組む小・中一貫教育の特色は、現行制度の下で、既存の小学校・中学校を存続させた形で、コミュニティ・スクールを基盤として、小・中一貫カリキュラムに基づき、系統性と連続性を重視して義務教育９年間の教育を行い、児童・生徒に「人間力」「社会力」を培うことを掲げている。

②コミュニティ・スクールとは

学校運営や学校の課題に対して、広く保護者や地域住民が参画できる仕組み

（２）保護者や地域の住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」の置かれた学校

（３）役割

ア．校長が作成する学校運営の「基本方針」を承認する

→校長は、承認を得た「基本方針」に沿って、学校運営を行わなければならない

イ.学校運営について、教育委員会や校長に意見を述べることができる

ウ．教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べることができる

③コミュニティ・スクール委員会　－委員とその役割－

○位置づけ・・教育委員会が設置する協議機関（支援に関して協議する役割追加）

○委員・・校長が推薦、教育委員会が任命

任期２年、４任期まで継続可能　非常勤特別職員の身分

○学校運営・・学校の基本方針や教育課程等の承認、教育委員会・校長に意見

○人事・・教員の採用、任用について　任命権者に意見

④ 三鷹市のコミュニティ・スクールの２つの機能

○コミュニティ・スクール委員会での**協議**を通した　**学校運営への参画**

○教育ボランティア等、学校教育への**支援**による　**教育活動への参画**

＊重要なポイントは

●学校と地域が目標やビジョンを共有する

●学校と地域がパートナーとして連携・協働する

●「地域に開かれた学校」⇒「地域とともにある学校」へ

⑤三鷹市の小・中一貫教育の特色

すべては子どもたちの「学び」と「育ち」のために

・小・中学校の教員が徹底して協働し、児童・生徒の発達段階に即した「学び」の連続性と系統性を保障した９年間一貫した指導を行う。

・小・中学校の教員が小・中一貫教育の成果としての「１５歳の姿」を共有し、その達成に向けた教育を、当事者として、責任をもって行う。

⑤ 小学校教員と中学校教員による相互乗り入れ授業

・後補充補助教員の配置（市費負担　非常勤講師）

講師配当時数（1 校につき）

週 11 時間 x 40 週 x 22 校＋交通費＋共済費

三鷹市のすべての教員が学園内の小・中学校の教員として兼務発令されている。

発令兼者は東京都教育委員会

⑥ 小・中一貫教育の成果

○中学校の不登校率の減少（参考：東京都中学生　3.33、三鷹市　0.28（H27））

○小・中学校教員の授業交流が児童・生徒に安心感をもたらし、学習意欲の向上につながった。

○小・中学校間の交流は児童に中学校へのあこがれと期待を生徒に自己有用感をもたせた。

○CS の活動を通して保護者･地域の学校への理解が進み教育活動への協力体制が広がった。

○地域で実施している諸行事への児童・生徒、教員の参加が増えた。思いやりの心など心豊かな人間性がはぐくまれた。

⑦ コミュニティ・スクールを実施しての成果

○学校理解　→　協力へ

・広報活動の充実・・・学校の情報がより詳細に、頻繁に発信されるようになった。

・コミュニケーションの増加　→　不安の減少

・クレーム　→　意見・提案・相談・協力

○パートナー意識の高揚

○教育活動の広がりと深化

○人と人の輪の拡大

○子どもを中心にしたコミュニティの地域への広がり

**【愛知県名古屋市】**

（１）教育委員会生涯学習部からの調査事項の説明概要

「部活動外部指導者派遣事業・部活動顧問派遣事業について」

《教育委員会生涯学習部　吉見昌久スポーツ振興課長、野村直弘スポーツ振興課少年スポーツ係長》

１．事業目的

○部活動外部指導者派遣事業

部活動の一層の充実を図るため、部活動外部指導者を学校へ派遣し、部活動の専門的技術指導を行う。

○部活動顧問派遣事業

名古屋市立中学校に部活動顧問を派遣することにより、部活動の充実を、活性化を図る。

２．外部指導者・外部顧問の比較（平成 29 年度）

| 部活動外部指導者派遣事業<br>（昭和 61 年度～） | 区分 | 部活動顧問派遣事業<br>（平成 16 年度～） |
|---|---|---|
| 教員顧問の技術指導を補助 | 趣旨 | 廃部･創部対策や教員の負担軽減を図るため、単独で部活動全般を指導 |
| ・教員顧問の指導方針に沿った専門的な技術指導を補助 | 業務内容 | ・学校の指導方針、指導計画に沿った部活動指導全般<br>・大会時の引率・指導、監督業務（愛知県内の大会まで） |
| 専門的技術能力を有し、校長が適格と認めたもの | 資格要件 | 20 歳以上で部活指導の経験を有し、校長が適格と認めたもの |
| 学校協力者 | 身分取扱 | 名古屋市非常勤特別職 |
| 校長が選任し教育委員会に報告 | 委嘱・選任 | 非常勤職員の採用に関する要綱に基づき教育委員会の採用選考を経て委嘱 |
| 謝金 | 指導謝礼 | 報酬 |
| 支給しない | 大会参加旅費 | 旅費条例に基づき支給する |
| 民間の傷害保険 | 公務災害 | 労働者災害補償保険 |
| 名古屋市立小・中・高等学校 | 派遣先 | 名古屋市立小・中学校 |
| 部に教員顧問をおく。 | 教員の関わり | 派遣顧問との連絡調整担当者をおく |
| ・小学校・・1 回 1.5 時間程度<br>（運動 24 回、生産・文化 24 回）<br>・中学校・・1 回 2 時間程度<br>（運動 70 回、生産・文化 35 回）<br>・高校・・1 回 2 時間程度<br>（運動と生産・文化合わせて<br>1 校全日制 335 回・定時制 88 回） | 派遣内容 | ・月単位で、一年を通じて必要な期間<br>＊月の勤務時間<br>小：15 時間<br>中：20 時間 |
| ・小学校・・・1 回 2,430 円<br>・中・高・・・1 回 3,240 円 | 謝礼額<br>（通勤費用含む） | ・小学校・・・1 回 2,430 円<br>・中・高・・・1 回 3,240 円 |
| ・78,531 千円<br>報償費 77,991 千円<br>役務費 540 千円 | H29 予算 | ・86,638 千円<br>報償費 86,055 千円<br>役務費 260 千円<br>旅費 323 千円 |

派遣部数の推移

| 区分 | H27 | H28 | H29 |
|---|---|---|---|
| 小学校運動 | 83 部 | 83 部 | 83 部 |
| 小学校文化 | 52 部 | 52 部 | 52 部 |
| 中学校運動 | 185 部 | 207 部 | 207 部 |
| 中学校文化 | 72 部 | 72 部 | 72 部 |
| 全日孝行運動 | 200 回 | 200 回 | 200 回 |
| 全日孝行文化 | 135 回 | 135 回 | 135 回 |
| 提示孝行運動 | 50 回 | 50 回 | 50 回 |
| 全日孝行文化 | 38 回 | 38 回 | 38 回 |

| 区分 | H27 | H28 | H29 |
|---|---|---|---|
| 小学校運動文化 | 8 部 | 8 部 | 8 部 |
| 小学校運動文化 | 96 部 | 143 部 | 160 部 |

３．部活動顧問派遣事業の特色

〇単独で部活動全般を指導可能の為、教員がいなくても指導できる。

〇派遣の 5 割が非常勤講師、OG,OB が 2～3 割、学生（指導者の教え子や母校出身等）が 2 割となっている。

〇中学校では週 2 日、1 日 2 時間程度をこの顧問制度を活用することで、教師がこの 2 日で授業準備を行っていたりしている。

８　視察結果について

今回の行政視察の結果、日野市、三鷹市、名古屋市が取り組み、実行している事項をまとめると下記のとおりであり、今後、当委員会での調査事項を検討する中で、各市の取組事項を分析し、参考にしながら、本市福祉文教常任委員会の調査研究をより一層推進していくものとする。

（１）日野市

《所　感》

少子高齢化で子どもの数が減っているのと対象的に発達障害の児童数が増えている実情がある。そうような背景の中、国においても※インクルーシブ教育システム構築を推進している。しかしながら、療育を行える施設が少なく、また言語聴覚士などの指導員が全国的に不足している中で日野市においては市の取組として専門的な施設を設置したことは、支援を必要としている児童・生徒、また保護者にとって安心であると感じる。また、

福祉課と教育委員会と併任辞令により、福祉と教育が一体となっていること、加えて「かしのきシート」として、成長の様子を記録した個別の支援計画を作成することで、引継ぎがスムーズに行われ、市としてサポートする体制づくりを構築していることは、今後の本市においても多いに参考になる視察となった。本市においても切れ目のない支援を行う子育て応援センター「すくすく」・家庭児童相談室が設置されている。発達障害の児童・生徒に対しても更にサポートを拡充できる体制づくり、また妊娠期から子育て期までの切れ目のないサポートも今後において更に心に寄り添う行政の体制づくり構築の為、積極的に研究していく必要がある。

※　インクルーシブ教育システムとは・・・人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みのこと。

（２）三鷹市

《所　感》

文部科学省が全ての公立学校がコミュニティ・スクールになることを目指し、学校運営協議会の設置が努力義務化されたことを受け、各自治体での設置が進んでいる。本市においてもコミュニティ・スクールについての議論があるが、本市と姉妹都市であり、先駆的な施策としてH18年よりコミュニティ・スクールを実施している三鷹市は多いに参考になった。閉鎖的なイメージのある教育現場に対して、市民への情報開示と、市民と共に学校という場所を考えることで学校・家庭・地域社会が協働して子どもの教育を行っていることは、これからの学校の在り方として参考になる施策である。また、小・中学校を教員が乗り入れ授業が出来るよう兼務発令を行っていることは特色であり、相互で授業を行うことで、児童・生徒だけでなく、教師にとっても自己研磨になることは、大きな成果を得ることが出来ると思われる。

これから本市のコミュニティ・スクールの構想の中で、三鷹市の取組を参考に、本市に適した学校となるよう提言、提案を行っていくことが重要である。

（３）名古屋市

《所　感》

多忙化する教師の仕事に対し、教師の負担軽減、また児童・生徒に専門的な指導を行える外部人材を活用した事業は、大きな効果があると思われる。外部からの学校への参画に対して方針の違いなど問題もあるかと思われたが、非常勤講師の活用や指導者の教え子など、学校に対して理解がある人材を起用することは参考になった。また、学校長が面接や面談を行ってから起用することで責任の所在も明確であると感じた。

本市においても、多忙化、また複雑化する日々の業務負担軽減のためにも、また専門的な指導を受けさせる体制づくり、そして地域社会との連携・協働を図っていく上で、有効的な施策であり、今後においても外部人材の学校での活用を研究していく必要がある。